

米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金実施要領

第1 米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に定める補助対象経費については、次の事項に定めるところによる。

- 1 補助対象経費は、日本円建てで計上するものとする。外国通貨で支払った経費については、外貨交換時の領収書等で確認する外国為替相場で日本円に換算する。ただし、外貨交換時の領収書等がない場合は、経費を支払った日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」を用いる。
- 2 補助対象経費について外貨建てで見積書等を取得している場合は、見積日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本円に換算し、計上するものとする。ただし、価格表等の取得をもって見積書の取得に代える場合等、見積日が明らかでないときは、申請日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本円に換算し、計上するものとする。
- 3 見積書（項目別内訳の記載があるもの）の取得は、消費税及び地方消費税を除く支払予定額が10万円以上の経費については、2者以上取得しなければならない。ただし、2者以上の見積を取得できない場合は、選定理由書（様式任意）を作成しなければならない。

第2 交付要綱第9条に定める実施報告書に添付して提出が必要な書類（以下「提出書類」）は、成果品の他、別表第1に掲げるとおりとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表第 1

支払方法	提出書類	注意事項
銀行振込による 場合	以下の①～④の <u>いずれか1つ</u> 。 ① 銀行振込明細書〔ご利用明細〕【写し】 ② 振込金受取書【写し】 ③ 通帳の該当ページ【写し】 ④ ネットバンキングの記録のプリントアウト【写し】	・振込は、交付決定通知書に記載の補助事業者名（法人：法人名又は代表者名、個人：個人名）又は申請書の申請担当者名の口座で行うこと。
現金払いによる 場合	レシートに対応する領収書【写し】	・領収書は、交付決定通知書に記載の補助事業者名（法人：法人名又は代表者名、個人：個人名）又は申請書の申請担当者名を依頼元として徴取すること。 ・レシート、領収書どちらか一方しか入手できない場合は、レシートのみで可。
クレジット カード払い による場合	以下①～③ <u>全て</u> 。 ① 領収書（法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること、及び金額の内訳が明記されているもの。）【写し】 ② カード会社発行の「カードご利用代金明細書」※ ¹ 【写し】 ③ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分※ ² 等支払日が確認できるもの【写し】	・1回払いとすること。 ・カードでの支払いは、交付決定通知書に記載の補助事業者名（法人：法人名又は代表者名、個人：個人名）又は申請書の申請担当者名で決済すること。
	※1 インターネットによる明細を印刷したものでも可。 補助対象経費の金額と、利用額の合計金額が分かる箇所を提出すること。 他の書類と同様に、実施報告書提出期日までに提出が必要になるため、カード会社からの郵送が月末になる場合などは注意すること。 ※2 口座からの引き落とし（支払日）が事業実施期間内に完了していること。	